

【公害健康被害の補償等に関する法律に基づく裁決】(水俣病)

処分庁	審査請求人	審査請求年月日	指定疾病の区分及び審査請求の趣旨	裁決の概要	参 考		
					審査請求の概要	処分庁への申請年月日	原処分年月日 異議申立年月日 異議申立に対する処分年月日
1 熊本県	大阪市の男性	平24.10.29	水俣病 認定	<p><b>棄却</b> 水俣病の認定については、昭和52年判断条件が示す症候の組合せがあれば水俣病と推認するが、症候の組合せが認められない場合でも、経験則に照らして総合的な検討を行い、個々の具体的な症候と原因物質との間に個別的な因果関係があると個別具体的に判断できれば水俣病と認定できると考える。この考え方に基づいて次のとおり判断する。 請求人のメチル水銀へのばく露の可能性は否定できないが、ばく露があっても、その程度はかなり低く、また、有機水銀へのばく露の可能性があった時期は昭和31年9月までであると考えられる。 請求人には、結果的に四肢末端優位の感覚障害を生じているものの、両足のしびれの出現から両手のしびれの出現まで33年ほど間隔が空いており、その出現経過は水俣病に典型的ではない。また、医療機関では求心性視野狭窄が認められているが、この求心性視野狭窄は有機水銀に最後にはばく露してから約56年後に発症しており、水俣病に典型的な症候ではない。したがって、水俣病であると推認できない。 そこで、総合的な検討を行うと、請求人には、四肢末梢優位の感覚障害、求心性視野狭窄、OKP、SPM及びつぎ足歩行の異常所見、並びに、難聴が認められるが、四肢末梢優位の感覚障害及び求心性視野狭窄は水俣病に典型的なものではない上、求心性視野狭窄は他原因による影響も否定できず、OKP、SPM及びつぎ足歩行の異常所見は中枢性平衡機能障害によるものと認められず、また、難聴は中枢性ではない。これらの個々の症候の内容と、本件でのばく露の程度及び時期を総合すると、上記の個々の症候と有機水銀ばく露との間に相当因果関係は認められない。したがって、水俣病であると認めることはできない。 よって、原処分を相当とする。</p>	審査請求人は本人。 審査請求人は、水俣病に罹患したとして申請。	平20.9.30	平24.3.29 平24.4.25 平25.1.31
2 鹿児島県	広島市の女性	平27.6.15	水俣病 認定	<p><b>棄却</b> 請求人についてメチル水銀に対する相当程度のばく露があった可能性は否定できないものの、請求人には水俣病にみられる四肢末端の感覚障害等の主要な症候の所見がなく、請求人に認められる右顔面神経麻痺等の所見はメチル水銀に対するばく露に起因するものと認められず、結局、請求人には水俣病の症候が認められないのであるから、請求人が水俣病にかかっていると認めることはできない。よって、原処分は相当である。</p>	審査請求人は本人。 審査請求人は、水俣病に罹患したとして申請。	平24.10.9	平27.3.26 平27.4.6 平27.6.4

【石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく判決】

(別紙2)

処分庁	審査請求人	審査請求年月日	指定疾病の区分及び審査請求の趣旨	判決の概要	参 考		
					審査請求の概要	処分庁への申請年月日	原処分年月日
1 独立行政法人 環境再生保 全機構	神戸市の女性	平29.10.18	著しい呼吸機能 障害を伴うびま ん性胸膜肥厚  特別遺族弔慰 金・特別葬祭料	<b>棄却</b> 呼吸機能検査から著しい呼吸機能障害は認められ、石膏ボードの製造に際し、石綿と石灰等を溶解・反応させる加圧成形事業に従事していた職歴、放射線画像上胸膜ブランクが認められることから、大量の石綿ばく露の可能性は否定できない。しかし、放射線画像上、留意事項の判定基準を満たすびまん性胸膜肥厚は認められない。したがって、著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚と判定できない。よって、原処分を相当とする。なお、肺の線維化所見は著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺は否定される。	審査請求人は、未申請死亡者の妻。 審査請求人は、未申請死亡者が、著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚に罹患し、当該疾病に起因して死亡したとして申請。	平29.4.27	平29.8.1
2 独立行政法人 環境再生保 全機構	尼崎市の女性	平30.6.29	肺がん  特別遺族弔慰 金・特別葬祭料	<b>棄却</b> 原発性肺がんは認められる。肺がんの発症リスクを2倍以上に高める量の石綿ばく露があったとみなされるか否かについては、胸部エックス線画像でも胸部CT画像でも胸膜ブランク及び肺線維化所見が認められず、2回にわたり採取された肺組織を検体とする乾燥肺重量1g当たりの石綿小体濃度及び石綿繊維濃度はいずれも基準を満たしていないのであるから、肺がんの発症リスクを2倍以上に高める量の石綿ばく露があったとみなすことはできない。したがって、石綿を吸入することにより発症した肺がんを認めることはできない。よって、原処分は相当である。	審査請求人は、未申請死亡者の妻。 審査請求人は、未申請死亡者が、石綿を吸入することにより、肺がんになり患し、死亡したとして申請。	平29.1.21	平30.3.23
3 独立行政法人 環境再生保 全機構	東京都小金井市の男性	平30.10.1	著しい呼吸機能 障害を伴うびま ん性胸膜肥厚  認定	<b>棄却</b> 長年にわたり、建築及び建築物の解体作業に従事していたことから大量の石綿ばく露の可能性は否定できない。放射線画像所見では、指定疾病として定義されるびまん性胸膜肥厚はなく、中皮腫が疑われる。著しい呼吸機能障害については、呼吸機能検査結果がないため判定できない。よって、原処分を相当とする。なお、中皮腫については、病理組織の採取はされておらず、胸水の細胞診標本を鏡検したが、中皮細胞、中皮腫を含む腫瘍性所見は認められず、中皮腫と判定できなかった。	審査請求人は、申請中死亡者の子。 審査請求人は、申請中死亡者が、石綿を吸入することにより、著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚に罹患したとして申請。	平30.4.23	平30.7.5